

岩手県告示第481号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和3年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人イワテスカラシップ
- 2 代表者の氏名 阿部 正樹
- 3 主たる事務所の所在地 盛岡市中ノ橋通二丁目7番38号（アンビシャスシティ志家内）
- 4 認定の有効期間 令和3年6月6日から令和8年6月5日まで